

審議事項 2 幼保連携型認定こども園設置者変更の認可について

1 申請の概要

施設の名称	幼保連携型認定こども園 花笑み すずらんこども園		
設置者	変更前		変更後
	社会福祉法人 都島福祉会	社会福祉法人 めばえ会（仮）	
変更年月日	令和3年4月1日		

保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業を運営する社会福祉法人都島福祉会が、各事業の特色や性格に応じたきめ細やかな運営管理、迅速な意思決定が可能となるよう、同法人を分割し、保育所等の運営を現行法人が引継ぎ、認定こども園の運営を新設法人が引き継ぐこととした。

これに伴い幼保連携型認定こども園「花笑み すずらんこども園」の設置者が、新設法人「社会福祉法人 めばえ会（仮）」に変更となることから、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により設置者変更の認可申請があったもの。

また、地元の都城市としても、当該認定こども園の円滑な運営に資するものであり、申請内容は妥当との意見である。

なお、新設法人の設立については、法人を所管する都城市において手続きが進められているが、法人設立の認可基準として社会福祉事業を実施することが要件となるため、法人設立の認可手続きと幼保連携型認定こども園設置者変更の認可手続き（本件）を並行して行う必要がある。

2 施設の概要（令和3年1月1日時点）

名称	花笑み すずらんこども園			
所在地	都城市南鷹尾町28-6			
園長	徳重 兼雄			
利用定員	1号	2号	3号	計
	15	25	35	75
施設規模	園舎（床面積）		園庭	
	705.12㎡		286.72㎡	
職員数 (うち保育教諭)	常勤		非常勤	
	16人 (11人)		9人 (8人)	

※ 設置者変更後も、上記内容に変更はない予定。

3 設置者の概要

	変更前		変更後	
名称	社会福祉法人 都島福社会		社会福祉法人 めばえ会（仮）	
経営の責任者	徳重 忠夫		徳重 兼雄	
所在地	都城市鷹尾1丁目		都城市南鷹尾町2 8 街区 6 号	
実施事業	都島保育園（保育所） 花笑み すずらんこども園 ひよこ園（小規模保育事業）		花笑み すずらんこども園	
職員数	常勤	非常勤	常勤（予定）	非常勤（予定）
	16人	9人	16人	9人
設立年月日	昭和49年1月30日		令和3年4月1日（予定）	

※ 職員数は、当該幼保連携認定こども園に係る部分のみ計上。

4 審査基準

【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第12条】

幼保連携型認定こども園は、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができる。

変更後の設置者は社会福祉法人であり、法令の基準を満たしているが、1のとおり設立認可の手続き中である。

なお、施設の設置認可の基準である設備基準や職員配置基準、園長の資格等については、設置者変更後も現施設の園舎、園庭、職員体制等が引き継がれることとなっている。

5 県の意見

都城市における法人設立の認可が前提となるが、法令に基づく審査基準を満たしており、また法人の理事長に就任が予定されている者は、現行法人の理事及び本施設の園長として法人経営及び施設運営に長年携わっていることから、認可が相当であると判断する。

なお、法人設立登記を確認した上で認可するものとし、法人設立が認可されない場合は、後日御報告の上、改めて意見を伺うものとする。